

# 公募論文 審査要領（審査のしくみ）

研究支援委員会

## 1 審査の流れ

### (1) 投稿受付と査読依頼

随時募集としているため、投稿があり次第、研究支援委員会(以下、「委員会」という。)で、形式上または手続き上、論文の内容に問題がないか審査した上で、査読者を選考し、査読者に査読を依頼します。

(他の会員からの投稿を待って査読依頼をするということはず、投稿があり次第その都度、査読依頼を行います。)

### (2) 査読

査読者には、約2か月以内の期限で、査読を依頼します。

### (3) 委員会での審査

査読者全員の査読結果が出揃った段階で速やかに委員会を開催します。

査読者からの査読結果を踏まえて委員会で審査し、審査結果を投稿者に通知します。

【この段階で、審査結果により次の①②③④に分かれます。】

①「掲載可」とされたものは学会誌への掲載手続きに入ります。

②「条件付き掲載可」とされた場合は、(4)へ進みます。

③ 掲載可否の判断を保留し、「指摘事項あり」とされた場合は、(4)へ進みます。

④「掲載不可」とされた場合は、今回の投稿は採択されなかったものとなります。

### (4) 指摘事項等がある場合の再投稿

投稿者に、2か月以内の期限で、再投稿を求めます。

(査読者による指摘事項等への回答や修正をする機会を与えることになります。)

### (5) 再査読等

再投稿があり次第、上記(3)の審査結果の区分に応じて次の再査読等を行います。

②「条件付き掲載可」とされていたものは、委員会で審査を行います。

(この場合も、投稿者の回答や修正は査読者に回付し、査読者から意見等があればこれを踏まえて審査します。)

③「指摘事項あり」とされていたものは、査読者に再査読を依頼します。

(この場合の査読者は、当初の査読者と同一の査読者とするを原則とします。)

※以下、(3)～(5)を繰り返し、掲載の可否を決定します。

## 2 査読者の選定

(1) 投稿論文の内容に応じて、委員会が査読者を選定します。

(2) 原則として2名の査読者に査読を依頼します。(2名の査読者の査読意見が大きく相違する場合などは、もう1名の査読者に依頼することがあります。)

(3) 査読者は、本会の研究者会員の中から選定することを原則としますが、研究論文については、質の高い査読を行うため、本会以外の研究者に査読を依頼することがあります。ただし、この場合も必ず1名は本会の研究者会員とします。

(研究ノートは、本会の研究者会員の中から査読者を選定します。)

(4) 査読者は匿名とし、掲載後も公表しないこととします。

### 3 審査の要領

投稿要領の審査基準に基づき、主題の明晰さ、命題(仮説)と事実(実証)及びその方法などの的確さ、知見の新しさなどを基準とし、本会の目的である地方行政の充実と発展に資する学術論文としての適切さを審査します。

査読者に、この基準に基づいた査読を依頼するとともに、その査読結果を受けて、同基準に基づいて委員会で審査を行います。委員会での審査は、2名の査読者が掲載可と判定した場合に掲載できるという原則のもとで運用します。

#### 別表 査読の評価区分

評価区分	審査基準に照らした審査結果の内容
①掲載可	掲載可能なもの。 ※軽微な変更が望ましいものの、それを掲載の条件にする必要がない程度のもを含む。
②条件付き 掲載可	一部の変更等を条件として掲載可能なもの(再査読不要)。 投稿者に指摘事項等への回答や修正をする機会を与え、2か月以内の期限内で、再投稿を求めます。 再投稿された論文は、委員会で、査読者の指摘事項等の趣旨を踏まえた確認を行い、掲載を決定します。
③指摘事項 あり	いったん掲載可否の判断を保留し、指摘事項等があるもの。 投稿者に指摘事項等への回答や修正をする機会を与え、2か月以内の期限内で、再投稿を求めます。 再投稿された論文は、査読者に再査読を依頼します。
④掲載不可	掲載困難なもの。 ※その理由を具体的に記載するとともに、可能な範囲で、今後留意すべき内容やアドバイスを記載します。

#### ★審査不可

形式上または手続き上の問題があるもの(査読を行わない)

(例)

- ・論文としての形式が充たされていない場合
- ・論文の書き方が不適切で、何を言いたいのか分からないような場合
- ・研究結果が、過去の研究で既に明らかにされているような場合
- ・論文のテーマが地方行政に関わる領域からかけ離れている場合
- ・二重投稿、剽窃等の研究不正、研究倫理に反する行為がある場合

(研究支援委員会 2020年3月30日決定)